

平成19年(ワ)第1904号・4279号 ボランティア基金返還等請求事件

原告 鎌田まりみ 外35名

被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

## 準備書面 (被告6)

2008年(平成20年)3月26日

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 口 玲



同(担当) 太 田 健 義



### 記

被告は、原告代理人に対して、郵便局への振込状況等の原資料を開示したのみならず、原告の調査囑託に対しても全て応じ、求釈明についても必要な範囲で回答してきた。

しかし、原告の求めに応じればさらなる求釈明や調査囑託が申し立てられるだけでなく、原告は、HP上では被告が調査に応じた資料を公開していないものの、希望者には資料を送付するとしている。

これでは、被告は裁判のために資料を開示しているのではなく、原告が広く被告の財産状況等を知らせるために開示しているというほかなく、裁判上の手続きが被告の財産公開に用いられているというほかない。

したがって、被告としては、基本的にはこれ以上原告からの求釈明や調査囑託に応じる意向はない。